**平成２０年（フ）第８８２号**
堺市中区大野芝町2376―６　マリッチ小谷105
破産者　池上　　勇
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２０年（フ）第１０１４号**
堺市中区八田寺町157番地12
破産者　中傳　康一
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第３９７号**
大阪府松原市天美北５丁目９番21号、前住所大阪府松原市天美北７丁目９番17―118号
破産者　松尾美恵子（旧姓空山）
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第５７６号**
堺市中区八田西町２丁18番12号マンスリーレオパレス201号室、開始決定時の住所堺市中区八田西町２丁21番13号
破産者　ステーキハウス一期一会こと　山田　奈央
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第６１３号**
堺市南区宮山台２丁１番１―306号
破産者　髙木工務店こと　髙木　勝己
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第６１４号**
堺市南区宮山台２丁１番１―306号
破産者　髙木　栄子
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第６７７号**
堺市南区原山台１丁７番７―109号
破産者　田中　忠治
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２１年（フ）第１７２号**
奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘３丁目９番３―302号、開始決定時の住所奈良県大和高田市本郷町９番８号
破産者　国本祥均こと　鄭　　祥均
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２１年（フ）第３１８号**
広島市西区高須４丁目７番29号
破産者　松井　裕美
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第６０号**
大分県国東市国東町鶴川1818番地３
破産者　高橋　和喜
1　決定年月日　平成21年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１５号**
札幌市厚別区厚別東２条５丁目24番13号
破産者　北守　浩二
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２０年（フ）第３７７号**
青森市問屋町１丁目15番10―１号　ピアコーポすずらん、破産手続開始決定時の住所青森市大字新城字平岡165番地９
破産者　川岸　　毅
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２５号**
秋田県由利本荘市川口字家妻231番地９、旧住所東京都府中市分梅町３丁目39番地の３パセオ分梅204
破産者　村上　俊之
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２１年（フ）第７１０号**
京都市北区小山北玄以町13番地１　村山弘二方、前住所京都市左京区下鴨松ノ木町86番地の47
破産者　北村　光蔵
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１４９号**
神戸市西区池上３丁目５番地の４　明豊マンション305号
破産者　森川　一則
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２１年（フ）第５号**
熊本県阿蘇市今町410番地１
破産者　佐藤　達也
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２０年（フ）第６６９号**
大分県臼杵市大字市浜717番地の２
破産者　浦邊ミヤコ
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２０年（フ）第６９８号**
大分県別府市大字亀川1214番地の４
破産者　松本　　齊
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２１年（フ）第３０９号**
大分市顕徳町１丁目７番９号
破産者　末松　隆子
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係